

公益社団法人神奈川県珠算連合会

会費に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県珠算連合会 定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の正会員は会費により次のように定める。

- 1号会員 珠算教場(塾)経営・指導に直接携わる者で
会費14,000円(半期)を収める者
- 2号会員 珠算教場(塾)において指導の補助を行い、
会費14,000円(半期)を収める者
- 3号会員 珠算教場(塾)において指導の補助を行い、
1号会員と生計を一にし会費8,000円(年額)を収める者
- 4号会員 連合の事業活動に協力することを目的とし、
会費4,000円(年額)を収める者

(会費の納入時期)

第3条 会費の納入は、年2回とし、毎年6月及び12月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 第2条の会費は、50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定は令和6年7月1日より改正施行する。